

臨床協会近畿ブロック会則

1. 名 称

本会は「臨床協会近畿ブロック」（以下「近畿ブロック」という）と称す。

2. 事務局の所在地

本会の事務局はブロック長のもとに置く。

3. 目 的

本会は紹介事業所の相互連携を図り、事業所の経営・運営に関し、相互に研鑽し、事業所の発展を期することを目的とする。

4. 活 動

本会は前条の目的を達成する為、次の活動を行う。

- ① 研究会・講習会等の開催
- ② 関連する諸機関との情報交換
- ③ その他本会の目的達成のために必要な活動

5. 会 員

本会の目的・活動に賛同するもので次の条件を満たす者とする。

- ① 厚生労働大臣の許可を得た有料職業紹介事業を近畿内で運営する事業者
- ② 役員会議で加入を承認された事業者

6. 本 部

本会の本部及び事務局は近畿ブロック長のもとに置く。

7. 組織・運営

本会は以下の役員組織をもって運営する。

- | | |
|----------|-----|
| ① ブロック長 | 1名 |
| ② 副ブロック長 | 2名 |
| ③ 幹事 | 若干名 |
| ④ 会計 | 1名 |
| ⑤ 会計監査 | 1名 |

※役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

※ブロック長は紹介所の代表者とする。

※ブロック長に事故ある場合は、副ブロック長がその職務を代理するものとする。

8. 会 議

本会は以下の会議を行うものとする。

- ① 総会は年1回以上開催し、ブロック長が招集する
 1. 委任状を含む会員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する
 2. 総会は事業報告・決算報告・事業計画・予算計画・役員の改選その他重要事項を審議する
 3. 総会を開催したい会員はブロック長にその理由を申し出る。開催についてはブロック長が判断する。
- ② 役員会議は必要に応じてブロック長が招集する

9. 会 計

本会の会計は会費その他の収入をもってあてる。

10. 施 行

本会則は平成22年 7月10日より施行する。